

児童相談所設置市が処理する事務について

児童相談所を設置する市（区）（以下「設置市」という。）においては、児童相談所における相談等の業務のみならず、児童福祉審議会の設置や児童福祉施設の検査等、都道府県が処理する事務で政令に定めるものを処理することとなります。

それらの事務について、以下のとおり報告します。

1 設置市が処理する事務（16 事務）

- (1) 児童福祉審議会の設置に関する事務
- (2) 里親に関する事務
- (3) 児童委員に関する事務
- (4) 指定療育機関に関する事務
- (5) 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務
- (6) 障害児入所給付費の支給等に関する事務
- (7) 児童自立生活援助事業に関する事務
- (8) 児童福祉施設に関する事務
- (9) 認可外保育施設に関する事務
- (10) 小規模住居型養育事業に関する事務
- (11) 障害児通所支援事業に関する事務
- (12) 一時預かり事業に関する事務
- (13) 特別児童扶養手当に係る判定事務
- (14) 療育手帳に係る判定事務
- (15) 民間あっせん機関による養子縁組の許可に関する事務
- (16) 情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表

2 設置市が処理する事務の主な事務概要等

別紙のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月～	条例・規則等及び事務の処理方法等の検討
令和8年6月	令和8年第2回区議会定例会に関連条例等の提出
11月	杉並区児童相談所開設、設置市事務の処理の開始 関連条例等の施行

児童相談所設置市事務の概要等

	事務の名称	令和7年度の準備所管課	主な事務の概要	主な事務の想定件数
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子ども家庭部管理課 児童相談所設置準備課 子ども家庭支援課 保育課	児童、妊産婦・知的障害者の福祉に関する事項等を調査審議する児童福祉審議会の設置・運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・本会 2～3回/年 ・里親部会 4回/年 ・措置部会 12回/年 ・保育部会 4回/年
2	里親に関する事務	児童相談所設置準備課 子ども家庭支援課	里親の認定、普及啓発、情報提供、研修、養育里親の名簿の作成、里親の選定及び里親と児童間の調整、里親への指示、報告聴取等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・養育家庭 29件/年 ・養子縁組家庭 12件/年
3	児童委員に関する事務	保健福祉部管理課	児童委員に対し、指揮監督、研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修 0件/年 ※児童福祉法により民生委員は児童委員を兼ねることと定められている。民生委員の研修については東京都が所管となり実施しているが、児童委員の研修についても実質的には東京都が併せて実施しており、区による実質的な移管業務は無い
4	指定療育機関に関する事務	保健予防課	結核罹患者の医療に係る療育の給付事務を委託する病院（指定療育機関）の指定、指導、勧告等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・療育機関の指定 1件/年 ・療育給付の決定、現物支給にかかる事務 1件/年
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	保健サービス課	小児慢性特定疾病に罹患している児童の保護者への医療費の支給、医療機関の指定等を行う。 小児慢性特定疾病審査会の設置・運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の認定 300件/年 ・医療費の給付 245件/月 ・指定医 30件（更新5年ごと） ・指定医療機関 300件（更新6年ごと） ・審査会 1回/月
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害者施策課 児童相談所設置準備課	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費のほか、障害児施設医療費の支給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約9件、措置5件
7	児童自立生活援助事業に関する事務	子ども家庭部管理課 児童相談所設置準備課	児童自立生活援助事業の届出に関すること、同事業に係る検査等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○自立援助ホーム（1所） ・検査 1所/年
8	児童福祉施設に関する事務	子ども家庭部管理課 児童相談所設置準備課 児童青少年課 保育課 障害者施策課 杉並福祉事務所	助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、乳児院等児童福祉施設の設置、認可等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院（2所） 検査等 2所/年 ・母子生活支援施設（1所） 検査等 1所/年 ・保育所※（区立 28所） 検査等 28所/2年 ・保育所（私立 160所） 検査等 160所/2年 ・保育所（地域型 41所） 検査等 41所/2年 ・児童厚生施設※（区立 33所） 検査等 対象外 ・児童養護施設（5所） 検査等 5所/年 ・児童発達支援センター※（区立 1所） 検査等 1所/年 ・助産施設、児童厚生施設、障害児入所施設（0所） 検査等 0所/年 （現時点で杉並区内に当該事業を実施する施設が所在しないため）

	事務の名称	令和7年度の準備所管課	主な事務の概要	主な事務の想定件数
9	認可外保育施設に関する事務	保育課	認可外保育施設に対する指導監督（報告の徴収、立入調査、設置届出の受理等）等を行う。	○認可外保育施設（40所） ・事前協議、計画承認及び認可 3件/年 ・保育所の内容変更届の受理等 85件/年 ・立入調査（家庭福祉員を含む） 40所/年 ・新規、大規模増改築に係る事前協議 5件/年 ・休廃止の承認 1件/年
10	小規模住居型養育事業に関する事務	子ども家庭部管理課 児童相談所設置準備課	小規模住居型養育事業の届出に関する事、同事業に係る検査等を行う。	○小規模住居型療養事業（0所） ・検査 0所/年（現時点で杉並区内に当該事業を実施する施設が所在しないため）
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害者施策課	障害児通所支援事業等の届出に関する事、同事業に係る検査等を行う。	・障害児通所支援事業の指定 3～5件/年 ・区内民間児童発達支援事業所（22所） 検査 9所/年 ・区内民間放課後等デイサービス事業所（33所） 検査 12所/年
12	一時預かり事業に関する事務	地域子育て支援課 保育課	一時預かり事業（病児保育事業含む）の届出に関する事、同事業に係る検査等を行う。	○一時預かり事業（区立6所、私立23所） ・事業開始届 7件/年 ・事業内容変更届・廃止届 5件/年 ・指導検査：対象所数※ 29所/1～2年 ○病児保育（私立5所） ・事業実施届 1件/年 ・事業内容変更届・廃止届 1件/年 ・指導検査 対象所数 5所/年
13	特別児童扶養手当に係る判定事務	障害者施策課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児及び重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成等を行う。	・総合判定区分確認証明書の作成 30件/年
14	療育手帳に係る判定事務	児童相談所設置準備課 障害者施策課	知的障害児・者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、18歳未満の知的障害と判定された者に対して手帳の交付を行う。	・医師による判定 60回/年 ・申請・交付等 200件/年
15	民間あっせん機関による養子縁組の許可に関する事務	児童相談所設置準備課 子ども家庭支援課	養子縁組のあっせんを行う民間の機関についての許可、養子縁組のあっせんに係る相談支援等を行う。	○民間あっせん機関（0件） ・許可 0件/年（現時点で杉並区内に当該事業を実施する施設が所在しないため）
16	情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表	障害者施策課	指定障害児通所支援事業者等が指定通所支援等の提供を開始する場合に行われる報告に関する公表、調査を行う。	・障害児通所支援事業の指定申請件数 3～5件/年

※区立施設については、内部管理権限に基づく検査を実施